

●香川県告示第152号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定により、次のとおり加入区の名称及び区域を変更する。

令和6年7月19日

香川県知事 池田豊人

変更 前後別	加入区の名称	加入区の区域
前	内海加入区 福田加入区 橘加入区 坂手加入区	小豆郡内海町のうち安田、神懸通、木庄、田浦、堀越、古江、苗羽、片城、草壁本町及び西村 小豆郡内海町のうち岩谷、当浜、福田及び吉田 小豆郡内海町のうち橘 小豆郡内海町のうち坂手、大泊及び徳本
後	内海加入区	小豆郡小豆島町のうち安田、神懸通、木庄、田浦、堀越、古江、苗羽、片城、草壁本町、西村、馬木、岩谷、当浜、福田、吉田、橘、坂手、大泊及び徳本